



第12号

昭和35年3月20日印刷
昭和35年3月22日発行

発行所
宇都宮市旭町1-3-427
宇都宮商工会議所
電話 2,622 3,072番
2,905

編集者兼
発行者 藤生善之助
印刷者 秋場栄吉
宇都宮市旭町2丁目
印刷所 三共印刷株式会社
電話 4,006-6,481番

中小企業に強力融資を

貿易自由化に耐えるため

日本商工会議所

専務理事 高城

城

元

一 政府の貿易(輸入)の自由化のスケジュールによれば、今年四月で四〇%、明年の四月で六七・七〇%、三年間で西欧並みの九〇%とするということである。大企業といわず、中小企業といわず、産業界においてはこの自由化対策に論議の中心が置かれている。自由化を可とするもの、否なりとするもの、なかには十年ぐらゐの計画でやるべしとするものなど色々の意見が行なわれている。

自由化当面の責任者である通産省松尾通商局長は「自由化が抽象的な観念的な議論としてなされている間は、多くの人々は自由化に賛成であるが、自由化が具体的な商品について討議されはじめると、その自由化によつて重大な損害を受けるおそれのある人々は、声を大にして自由化に強硬に反対する」と嘆声をもらしている。たしかにしかりである。だが、これこそまさにわが国経済の苦もんを表徴するものにほかならない。

自由化の論議は、すでに早く昨年三月経済関係懇談会において取り上げられた。その後ガット総会と特にアメリカの要請に促されて本年一月閣議決定によつてその促進が決定された。この俗にいう「ダラダラ急」の決定のためか、自由化は外国に強要されて行なわれるもので、わが国経済の必要からではないとする論者もあるようである。貿易の自由化は、いうまでもなく、国際分業の原則にのつとつてその国にとつて最も有利な産業に資本と労働を振り向け、低廉なコストで良質な財貨を生産し、これを輸出して得た財貨で、最も低廉良質な原料、生産財、食糧等を輸入することによつて、国民の生活水準を向上することにある。従つて貿易をもつて立つわが国経済において、貿易の自由化は決して外国のためのものではなく、わが国自身のためのものであることを銘記する必要がある。所得倍増を打ち出した政府は、貿易の自由化と所得倍増計画の関連のPRに不足しているように見える。

二 貿易の自由化は、所得増加につながるものであるとはい

え、いままでの貿易の管理下に育つてきたわが国産業に対して大きな影響を与えることはいうまでもない。これは貿易の管理が、メーカーの生産調節、価格の維持、製品の輸出振興、輸入競争の緩和、貿易の市場別調整、さらに国産の保護に大きな役割りを果たしてきたことに基づくものであるが、現に東京商工会議所の調査したところによれば、自由化により影響ありと答えた業種は、全体の八二・三%におよび、そのうち好影響ありとするもの一八・三%、好悪双方と答えたもの三五・三%、悪影響ありとするもの四六・三%である。好影響のものとしては耐久消費財的軽機械、陶磁器、漆器、その他の雑貨類があげられる。悪影響のものは、機械一般を主とし、食料品、身の回り品、化学製品、皮革製品等々があげられているが、中小企業の製品もなかなか多い。

自由化は、まず安く輸入される外国製品との直接の競争に直面させられるほか従来の限定された輸入原材料によるメーカー間の競争抑制作用がはずされるのみでなく、自由化による大企業の競争激化のおおりに食う下請け企業への圧迫等によつて中小企業には二重にも三重にも打撃を与えることになる。中小企業自身の過当競争については、後に述べる体質改善による過当競争の緩和が根本的解決策であるが、また業界の各員が共同社会の一員としての自覚に基づいて行なういわゆる自主調整にまたなければならぬ。このための中小企業団体の改正及び適正な運用に期待するところが大きい。下請け圧迫の問題については、大企業の自省を大いに要求すべきであるが大企業自身またその自主調整を可能ならしめるために、独禁法の改正を必要とするであろう。中小企業の見地からも独禁法について、已れの利害に合致する面を考え、その適正な改正について検討を怠つてはならない。

三 しかしながら、これらの調整の問題のほかに、根本的には、中小企業の体質改善の問題を取り上げなければならぬ。わが国の貿易自由化による外国製品の輸入増加に対し

また世界貿易の自由化に伴う貿易競争激化のすう勢に対して、中小企業の体質改善は今日の急務である。自由化のかけ声に比べて、これに対応する政府の政策の立ち遅れはおおむねなくもない。大企業、中小企業を通じて自己資本、他人資本の比率の改善のためには、税制の改善にまつところがきわめて大きい。特に償却促進のための固定資産の耐用年数されていない。特に償却促進のための固定資産の耐用年数の短縮、増資促進のための税制の改正等体質改善のきめ手には一切ふれられていないことは遺憾である。政府としては早急にこの自由化に対応する税制改正を断行する勇氣を持つべきである。

つぎにわが国中小企業の本質的ぜい弱性を表わすものとして過小投資をあげなければならない。いわゆる格差生産性、貸金等一の生ずる最大の原因は過小投資による設備の劣悪に基因している。三十三年の数字によれば、資本金一億円以上の会社の従業員一人当りの有形固定資産額百四十万円に対し、資本金一千万円未満のそれは、わずかに十五万四千円（比率一〇％）に過ぎない。これが大企業に比べて中小企業の貸金が五十数％にとどまっている原因の大きな部分を占めているわけであるが、これこそ陳腐化した機械をかかえて、これからの貿易自由化の荒波に乗り出さうとしている中小企業の今日の姿である。中小企業対策については、いままでに色々な手が打たれておりそれぞれの効果は上げているが、何かバックボーンが欠けているように思われる。やはり中小企業のぜい弱性の根因をなす設備投資の強化が行なわれ得ないことにあるようである。中小企業は、設備投資のために金を借りるにしても、資金量においても、金利においても、大企業に対して不利な立場に立っていることは周知の事実である。これを打開することなしには、決して中小企業の体質改善は行なわれ得ないのであるから、政府においては、この際本格的な対策を講じなければならない。

今日、中小企業の納める税金は、法人税だけでも年間一千億円をこえている。私はこれを一年間限り中小企業設備近代化補助金に充当することを提案したい。明年度の政府予算案は、この予算が十三億に過ぎないので、きわめて唐突（とうとつ）な議論のように聞こえようが、この金は補助金といつても無利子の貸し付け金に過ぎない。一年据え置いて、次年度から四分の一ずつ返済するものであるから、一度予算をつければ、次年度からその四分の一内外を自動的に予算化し得るものである。農林関係予算が一千億をこえ、しかもそれが毎年新たに支出される予算であることに思いを致せば、わが国輸出総額の六割以上をになつており国内産業の広大な分野を占める中小企業の体質改善のために、一年間を限つてその納めた税金を還元するが如きは、政府の決意次第では必ずしも不可能ではないものと考えられる。

かくして資金量においても、金利においても、中小企業のマイナスを是正し、その体質改善がはかられば、資金

繰りのための過当競争（過当競争の原因の大きな部分を占める）も排除されて、貿易の自由化がその目標通り、中小企業にとつても所得倍増の途にまつすぐに通ずるものとなるであろう。（終り）

貿易の自由化について

わが国の貿易は、これまで管理貿易、温室貿易であつたが、貿易為替の自由化は国際経済に進む必然の歩みなので多少の不安を持ちながらも今回政府は三カ年計画で自由化に踏み切つたものである。従つて商品ごとの国際的競争力を検討して逐次制限、そくばくを解き、三カ年後には、西欧なみに九〇％まで自由化するということである。但し国内価格が国際的に甚だしく高い石油、石炭、米、麦、砂糖、塩、工作機械などは自由化の枠から外されるものと思われる。自由化の総括的影響は、諸外国との競争に堪え得れば市場は無限に拡げて発展するが、若し失敗すれば惨めな経済状態となることが考えられる。よつて自由化に対処する途は、中小企業の体質改善、コスト切下げ、資本の蓄積、金融の自由化、零細農業の合理化を図ることが緊要と思ふ。

先般「貿易為替自由化促進閣僚会議」で決定された自由化の基本方針と当面の計画は次の通り。

- (1) 貿易為替の自由化は年次目標を定めながら内外諸対策の整備と相まつて急速に推進するものとし、五月末を目標に自由化計画を策定する。
 - (2) 対ドル輸入制限六品目のうち鉄くず、牛脂、粗製ラードは四月から完全なA A制（自動承認制）に移行し、原皮は遅くも三十五年度上期中に、また銑鉄大豆はだいたひ十月頃から完全なA A制に移行する。
 - (3) 他の品目については毛くず、コーヒー豆など二九〇品目を四月からA A制に移し、また化学品の一部、陶磁器など一四三品目を四月から自動割り当て品目に（注参照）追加するなどの措置をとる。
 - (4) 為替面では非居住者自由円勘定の創設、為替集中制の緩和、海外渡航、海外送金などの緩和交互計算の対象商社の拡大、海外駐在員経費の送金緩和、海外向け難送金の緩和などの措置を講じ、さらに外国人の既発行株式の取得制限の緩和も早急に考慮するなどの措置を決め、いよいよ本格的な自由化体制に踏み切ることになつた。
- 政府の貿易為替自由化方針にそつたこの物資輸入の大幅な自由化は、昨年十一月十一日および十二月二十六日の自由化につぐ第三次の輸入自由化措置で、その骨子は、
- (1) 毛くず、コーヒー豆、ニッケル鉱石、マイクロフィルム、三十五ミリ映画用白黒フィルム、レコード原盤、兎毛皮、皮革用塗料およびその助剤、合成香料および調査香料の大部分など二九〇品目を本年四月から自動承認制に移す。
 - (2) ゴム薬品、皮革薬品など化学品の一部、芯地、中古衣料など繊維品の一部、陶磁器類、種鶏、種卵など一四三

品目を四月から外貨資金自動割当品目にする。

- (3) 対ドル地域差別待遇六品目を自由化する。
 (4) 本年一月から消費財(特に完成品)のうち、これまで非ドル地域に限って輸入を認めていたものについて新たにグローバル(地域別を設けない)ワクを設定するとともに、これまで輸入が禁止されていた品目についても輸入の道を開くことになったが、今後これをさらに緩和する。ただしわが国製品の輸出にいちじるしい差別待遇を認めている国からの輸入には制限的な取扱いを考慮することがある。

AA制に移される二九〇品目を自由化することによって年間約四千万ドル相当分の輸入が自由化されることになり、自動割当て品目に追加される一四三品目(消費財三三品目、原材料関係一一〇品目)で約一〇〇〇万ドル相当分の輸入が自由化されることになる。これに缺くずで年間二億ドル、牛脂で二五〇〇万ドル、粗糖ラードで二〇〇万ドルを加えると、総計年間約二億七千七百万ドル相当分の輸入が自由化されることになり、今回の措置を含めてわが国の自由化率は七〇%となることになる。また自動承認品目は一〇四九品目、自動割り当て品目は二三〇品目となるわけである。

(注)

AA制(自動承認制)とは、物資の輸入について業者から申請があれば、決済地域別に決められた包括的な一定ワクまで自動的に輸入を認める制度をいう。

外貨資金自動割り当て制度とは、

外貨割当制から自動承認制へ移す中間措置として、申請があれば外貨予算の各品目ごとのワク内で無審査輸入を許す制度をいう。

昭和三十四年物価の動き

昭和三十四年の全国小売物価の総平均指数は、年間平均一〇二・六(昭和三十年基準)を示し前年平均の一〇一・九に比べ〇・七%の上昇であった。

これを類別についてみると食料品は一・四%の上昇、衣料品は一・二%の低下、建築材料は四・五%の上昇、燃料灯火は一・七%の低下、雑品は〇・七%の上昇となっており、食料品、建築材料の上昇、特に伊勢湾台風による建築材料の大巾上昇に騰貴の原因があつたことが分る。類別の経過概況は次の通りであった。

食料品

野菜類、水産食料品など全般的に出廻りが少なく、野菜類は四月に、水産食料品は二月にそれぞれ年間のピークをつくり、その後も七号台風、伊勢湾台風と相次いで台風に見舞われたため強調を続けた。

畜産食料品は豚肉が七月頃から飼育数の減少による供給不足が表面化したのと、ハムなどの加工筋の大目需要が活

発となつて値上りの一途をたどり、年末までの半年間に二四%の大巾上昇を示した。この豚肉の動きにつれて牛肉も九月以降上昇し、鶏卵も主産地の愛知県が伊勢湾台風で被害を蒙つたため一斉に上昇し、続いて年末需要期まで強調を保つた。結局類別指数は一月から低下を続けて四月に最低となり、五月から上昇に転じて十二月には一〇五・七と年間の最高を記録した。

水産食料品は二月に不漁期と旧正月迎えて、一一・三と年間の最高を示したが、五月よりの漁獲期にさば、いわし、まぐろ、いか等の入荷が増えて全般的に値下りし、六月に一〇五・七と年間の最低となった。その後七号台風や伊勢湾台風に見舞われて上昇し、年末まで大体横ばいに推移した。

調味料は砂糖、食用油、化学調味料とも五月までは値下げなどで低迷していたが、六月頃から溶糖量の削減と中元需要のため砂糖が値上りし、一方食用油も原料たねの値上りにつれて毎月上昇し、十二月の需要期には両品目とも更に強調を示した。

加工食料品は各品目とも上半期は値動きが少なくなつたが下半期に入ると梅干、たくあんが値上りはじめ、とくに伊勢湾台風のためたくあんの生産地が打撃を受けて主として関西方面で一斉に値上りした。

嗜好品は一月にみかん、二〜三月はりんごの値下りで低迷し、四〜七月を通じ冷蔵りんごの値上りで上昇したが八月頃から青りんごなどの出廻りで値下りし、十一月十二月にはみかんも順調な出廻りをみせて更に低落するなど大体季節的な騰落に止まつた。

衣料品

上半期は極めて低調に推移したが下半期に入つて輸出の好調、全織スト、伊勢湾台風による繊維工業地帯の被害などが重なつて晒木綿、キヤラコ、綿ネル、スフモスリンなど一斉に値上りして上半期の動きを一変した。

しかし年間平均では前年に比べ一・二%の低下であつた。

建築材料

上半期において輸出の好調による亜鉛鉄板と釘、原料藁草の高値による畳表の値上りが著しかった。しかも下半期に入ると八月には七号台風の襲来、九月には建築シーズン入り、十月には伊勢湾台風の復旧需要から、板ガラスを除き木材、亜鉛鉄板、畳表その他一斉に騰貴した。そして十一月には神武景気を謳われた三十一年九月の一・二三・九に迫る一一・六と年間の最高を記録し、年間平均においても各類別中最も大巾の上昇を示した。

燃料灯火

上半期は石炭、灯油、煉炭、木炭など総じて値下りまたは弱保合に終つたが、下半期には生産減少と原木の値上りのため木炭、薪が上昇し、つづいて煉炭もメーカーの価格引上げで値上りした。しかし、何れも上半期中、相当低位にあつたため、年間を通じてみると前年に比べ一・七%低

下であつた。

雑品

二月以降毎月上昇を続け、九月にはこれまでの最高であつた三十二年六月の一〇四・四を凌駕し、十二月には一〇五・四を記録するなど年間平均にて前年に比べ〇・七%の上昇であつた。その主たる原因は、四〜九月頃の国際的な原皮高を反映した皮短靴の値上り、六月以降国際的な生ゴム不足による運動靴の値上り、九月頃からの鍋、やかん等家庭用金物類の値上りであつた。

最近の全国小売物価概況 昭和三十五年一月

(昭和三十年1100)

一月の総平均指数は一〇四・三で前月に比し〇・八%の上昇(前年同月に比し二・六%の上昇)であつた。これを類別についてみると、食料品は一・五%の上昇、衣料品は保合、建築材料は〇・四%の低下、燃料灯火は一・一%の上昇、雑品は〇・一%の上昇である。

食料品の小分類では豆類及び野菜、水産食料品、嗜好品は上昇、畜産食料品、加工食料品は低下、主食品、調味料は保合である。
主食品 米のヤミ値は札幌、水戸、長崎の三都市で値上りしたが、大阪、名古屋など七都市で値下りし、一キロ当りの全国平均価格は八七円三九銭(前年同月は八七円二二銭)となつた。前月より一六銭の値下りである。

豆類及び野菜 かんしよ、はれいしよ、キャベツは値上りしているが、ねぎは冬ねぎの出廻り増加で値下りしている。大根は愛知県より東では値上り、西では値下りしたところが多い。小豆、にんじん、玉ねぎは騰落いろいろ

ろである、野菜類は北海道、東北など積雪の多いところは全般的に高く、四国九州など暖地では出荷も多く比較的安くなつてゐる。

畜産食料品 豚肉、牛肉とも弱含み、鶏肉は保合となつておりこれまでに比べて肉類の値動きは少い。鶏卵は先月クリスマスと正月需要から一斉に値上りしたが、今月は多数の都市で反落した。

水産食料品 一〜二月頃は例年漁獲が減少して値上りするのが普通であつて、まぐろ、さば、いわしなどは大多数の都市で値上りしている。塩干物の塩さけ、煮干、干のりは騰落いろいろである。

調味料 砂糖、食用油は年末の高値のまま強含みに推移しているところが多い。

加工食料品 たくあんは関西、中国地方で多少値下りしている。

嗜好品 りんごは都市によつて騰落一様でない。値下りしていたみかんは今月に入つて値上りに転じてゐる。

衣料品 七月頃から値上りを続けていた衣料品は、なお富士絹、タオルなど微騰を続けているものもあるが晒木綿が値下りに転じたほか、キャラコ、綿ネル、人絹地なども値下りしたところが現われている。このため類別指数も前月に保合となつた。

建築材料 建築シーズンを過ぎて亜鉛鉄板、くぎ、畳表が値下りしている。木材は高値のまま値動きが少い。

燃料灯火 需要期のため、木炭、棟炭、まきが値上り、ガス料金も東京、大阪瓦斯で一〜二%値上りした。雑品 運動くつ、バケツが微騰した。

全国平均類別指数

(昭和30年=100)

類別	総平均	食料品	主食品	豆類 及 野菜	畜産 食料品	水産 食料品	調味料	加工 食料品	嗜好品	衣料品	建築 材料	燃料 灯火	雑品
30年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
31年平均	101.2	99.4	98.0	93.8	101.9	102.2	96.2	99.3	104.3	101.8	112.8	101.9	101.8
32年平均	104.7	102.4	99.1	107.3	102.9	108.4	97.5	105.4	98.7	102.8	120.0	113.3	104.0
33年平均	101.9	101.0	100.4	96.5	100.4	108.3	95.9	104.0	96.6	98.7	109.9	109.3	103.3
34年平均	102.6	100.4	100.5	101.7	100.6	111.6	95.2	105.9	95.7	97.5	114.8	107.4	104.0
33年12月	101.5	100.6	100.3	99.7	100.9	112.5	95.1	105.3	93.0	96.5	107.3	108.9	102.8
34年1月	101.7	100.7	100.3	102.5	99.7	113.1	94.9	104.6	92.2	96.1	110.0	108.8	102.9
2月	102.3	101.8	100.4	107.0	99.3	115.3	94.7	104.4	92.8	96.0	110.9	108.8	102.9
3月	102.4	101.9	100.5	108.3	98.0	113.7	94.6	104.4	94.6	96.1	111.4	108.4	103.1
4月	103.2	103.2	100.6	115.0	96.9	112.9	94.7	105.4	97.2	96.3	113.1	106.9	103.2
5月	101.9	100.8	100.6	101.6	97.5	108.7	94.6	105.3	98.0	96.4	113.4	106.5	103.6
6月	100.7	98.5	100.6	88.5	98.4	105.7	95.0	104.8	98.0	96.2	113.1	105.8	103.7
7月	101.3	99.6	100.5	91.6	99.3	108.5	95.0	105.0	98.5	96.2	112.7	105.6	103.8
8月	102.8	102.3	100.5	103.8	101.7	113.9	95.2	105.5	96.9	97.0	113.4	105.8	103.9
9月	102.9	101.4	100.5	100.7	102.1	109.7	95.6	106.7	96.3	98.5	116.5	106.1	104.7
10月	104.6	103.5	100.5	109.0	103.1	113.0	95.7	107.7	96.7	99.7	120.8	107.3	105.0
11月	104.1	102.1	100.3	100.1	105.1	113.8	95.8	108.5	94.2	100.5	121.6	108.6	105.2
12月	103.5	100.5	100.2	92.4	105.7	111.4	96.5	108.4	93.2	101.0	120.8	109.7	105.4
35年1月	104.3	102.0	100.2	95.2	105.6	118.6	96.5	108.1	93.6	101.0	120.3	110.9	105.5

昭和三十五年度新年名刺交換会

本年の「新年名刺交換会」を次のとおり開催した。

- 一、日時 昭和三十五年元旦午前十一時
- 二、会場 宇都宮体育館
- 三、会費 金一〇〇円
- 一、主催 宇都宮市 宇都宮商工会議所

二、参加者 四五五人（欠席者には会員名簿郵送）

○新年の名刺交換は、お互に年始廻りをする虚礼と手数を省くことができるので、生活改善の一端となっております。

これまで参加されなかつた方も、来年はこの有意義な催しを利用されるよう、お勧め致します。（来年度分申込は本年十二月半ば頃の見込）

金融部会副部長交替

同和火災海上保険株式会社宇都宮支店長の更迭に伴い、今回左記の通り当所金融部会副部長の交替を致しました。

新 由 井 萬 吉
旧 原 三 郎

栃木県商工会議所連合会 会 頭 会 議

日時 昭和三十五年一月十三日 午前十時

会場 宇都宮商工会議所第三会議室

出席 (足利) 小林会頭、長竹副会頭、望月専務理事
(佐野) 吉沢会頭、峰崎副会頭、中里専務理事(栃木) 片柳会頭、飯野副会頭、石川専務理事(鹿沼) 高内会頭、中野副会頭(那須) 古田会頭、筋内副会頭(日光地区) 中野会頭、金井専務理事、君島事務局長(真岡) 竹村会頭(小山地区) 塚原副会頭、国分専務理事(宇都宮) 上野会頭、小林副会頭、高橋副会頭、藤生専務理事

議 案

- 第一号 各会議所に対する県費補助金増額請願に関する件
 - 第二号 県費による商業設備近代化資金(仮称)の貸付制度創設につき請願の件
 - 第三号 綜合会館に関する件
 - 第四号 その他
- 右会議終了後県主脳部との経済懇談会を開催した。
県側出席者次の通り。

栃 木 県 知 事 横 川 信 夫 殿
同 副 知 事 成 良 一 郎 殿
栃 木 県 議 会 副 議 長 田 村 賢 作 殿
同 商 工 勞 働 部 長 中 川 晃 殿

同 商工労働常任副委員長 大塚 一郎 殿
同 商工労働常任委員 新井 章 一 殿
同 同 田島亀之助 殿
同 勞 政 課 長 諏訪 彦 一 殿
同 振興課 次 長 小堀 繁 殿

「宇都宮年少従業員福祉協議会」生る

一月十九日左記の通り年少労働者福祉連絡会を開催し、年少労働者(満十八才未満)の1.余暇善用について、2.保健衛生について、3.生活相談について、4.一般教養及び教育について、5.労働条件、労働環境及び職場における人間関係向上について、6.その他年少労働者の福祉について等今後の活動を推進するため「宇都宮年少従業員福祉協議会」を結成した。そして会長に荒牧春三郎氏を、副会長に石海勇次郎氏および柳田広氏を選任した。

- 一、日時 一月十九日午後二時
- 一、場 所 当会議所第三会議室
- 一、出席者 姫本栃木労働基準局長、石綿宇都宮労働基準監督署長、須田栃木婦人少年室長、坂井市議會議員、岡本市商工課長、増渕市教育委員会事務局社会教育課長および年少労働者福祉社員全員

(年少労働者福祉社員)

宇都宮専門店会 石海 勇 次 郎
宇都宮優良店会 柳 田 広
宇都宮市商店街連盟 荒 牧 春 三 郎
池上町商店街 岡 部 善 太 郎
鉄炮町向明会 坂 井 敏 雄
オリオン通り曲師町 栗 原 玄
商業協同組合 東 通 り 幹 男
東通り商店街 増 渕 幹 男
ユニオン通り商店街 永 岡 保 太 郎
〃 松 本 敬 二
東武一番通り商店街 斎 藤 信 司
伝馬町商誠会 米 山 郡 司
ユニオン通り商店街 石 川 安 造
モミヂ通り商店街 浜 野 善 平
大曾日の出会 佐 々 木 恒 作
千手町商店街 山 村 周 平
馬場町商店街 大 野 房 次 郎

前田雀郎氏逝く

栃木県文化功労者、宇都宮市出身の日本川柳界の大御所前田雀郎氏は去る一月廿七日病氣のため永眠されました。行年六十三才、遺骨は本郷町宝勝寺に埋葬されました。まことに惜しみて尙余りあることとございます。こゝに雀郎先生吟の句を載せて謹んで弔意を表します。(けん坊)

- 一月 年始状小さな借りを思い出し
- 二月 雪の日の隣りを遠く見て出入り
- 三月 あたゝかさ他家の電気の笠が見え

- 四月 四月八日提婆達多も生れた日
 五月 五月かなもの皆天を志す
 六月 退屈の猫に出てゆくとこがあり
 七月 お揃いを着せても家の子が目立ち
 八月 音もなく花火が上る他所の町
 九月 旅先の湯屋の鏡にふと写り
 十月 遠足の土産に父の分はなし
 十一月 鳴き残る虫に遠くの夜を思い
 十二月 除夜の鐘ものの影さえ常に似ず

市内史蹟観光地視察実施

市内におりながら、市内の史蹟観光地について聞かれても、知らぬでは恥かしい。観光宣伝には先づ視察を、といふわけで当所文化部及び観光委員会が中心となり、次の通りバスで一廻りし視察した。

一、日時 昭和三十五年二月二日

一、視察した史蹟観光地

イ、一向寺汗かきあみだ ロ、亀井の水 ハ、御本

丸釣天井跡 ニ、清厳寺鉄塔婆 ホ、おしどり塚

ヘ、長岡百穴古墳 ト、栗谷沢ダム チ、多気不動

尊 リ、大谷観音 ヌ、鶴田羽黒山神社 ル、鶴田

八幡宮 ヲ、県宮総合グラウンド

一、参加者 当所議員、商店街会長その他 合計四〇名

次いで「右視察反省懇談会」を次の通り開き、報告書を市当局に提出して善処方を要望した。

一、日時 二月十三日

一、会場 当会議所第三会議室

一、出席者 市、大類観光係長、当所、野中、笠原、福

田(富)、青木、粕谷、篠崎、坂本、小花各議員、

藤生専務理事、小川職員

宇都宮市史蹟観光地視察結果報告書

イ、一向寺汗かきあみだ

本堂の片隅に安置してあるが之を別棟に安置し参観者の便と体裁を考えた。なお、正門入口に由来記標識を設置すると共に当事者の喚起を要望する。

ロ、亀井の水

遺蹟の保存はよいが親子亀の腹の下から清水が流れ出る様工夫すると共に道路に面して建立してある石碑を高くし、標識を新らしくしては。なお、傍らの堀の汚水の流れが折角の伝説を傷つけているのは遺憾である。

ハ、御本丸釣天井跡

正面広場を遊園地風に入入れをしているので好感をもてたが現在の土堤は充分保存に留意し伝説を衆知せしめる方法を講じて貰いたい。

ニ、清厳寺鉄塔婆

立派な屋根もあり保存に万全が期せられていたので、好

感もてたが標識を新らしくして貰い度い。

ホ、おしどり塚

附近住家の普請場となつて荒れはて、いたのは誠に遺憾であつた。然も明治二十七年に建立した記念碑がわかれて路傍におかれてあつたのは一入淋しさを感じた。聞く処に依れば、同地は子供遊園地の予定があるとの事、早く整地してこのかなしき菩提を永く弔つてやりたい。

ヘ、長岡百穴古墳

先住穴居時代の古墳は全国にも数多く見られる中でこの百穴には一穴毎に仏像が刻まれてあるので珍しいが、今は荒れるがまゝに放置されていた。仏像保存のためにも万全を期して貰いたい。

ト、栗谷沢ダム

季節はづれのため観光地としての観測には適當の時期ではなかつたが、市民憩の場所としては好適であると思ふ。憩の家やボート等の施設を拡充して市民行楽の地として充分宣伝せられたい。

チ、多気不動尊

参道改修中にて遙拝に終つたがこの閑散期を利用しての改修工事には好感が持てた。今後共市民行楽の地として充分宣伝せられたい。

リ、大谷 観音

寺内正面に塀を廻らしたのは折角の参拝心を傷つけるも甚しい。

平和 観音

平和観音の建立によつて参拝者も逐次増加している模様であるが、平和観音上広場への階段木部の手入、小石の清掃、広場内の休憩施設がほしい。なお、裏口乗降口を作つて大谷観音とのつながりを考慮して貰いたい。

ヌ、鶴田羽黒山神社

景勝の地であるが参道本殿の改修を必要とすると共に山ろくの野口雨情先生終焉の家を生かし「あの町この町」の石碑と併せ宣伝せば一層行楽好適の地とならん。

ル、鶴田八幡宮

同所小松氏個人所有の神社であるが本殿の泣き竜は余り知られていない。

ヲ、県宮総合グラウンド

年々歳々の改修にて逐次その面目を一新しつゝある。

附 記

1. 蒲生 神社

維新三傑の一人蒲生君平の事績の宣伝が乏しい。

2. 明石志賀之助碑

折角、角力の神様の碑があるのだから角力界へも連絡の上供養して市内の名所に入れては如何。

3. 懐 古 園

小白井氏所有、亀ヶ城と共に市で譲り受け御本丸へ移転して広く宣伝しては如何。

4. 日光街道戸祭地内の適當個所に「日光杉並木入口」の道標を樹て、は如何。

第三八回珠算能力検定試験施行

右検定試験は二月七日(日)全国一斉に施行された。当
会議所も当日市立旭中学校外三カ所に於て施行し、受験者
は二千名を突破する盛況であつたが合格率は前回の四〇%
に対し三二%の低調であつた。

級別	受験者数	合格者数	合格率
一級	一〇二	二一	二〇%
二級	三五四	二八	八
三級	八八四	二六一	二九
四級	一七四	六六	三八
五級	一七三	六一	三五
六級	二〇一	九四	四七
七級	二二七	一二五	五五
合計	二、一五	六五六	三一

昭和三十五年各種検定試験
施行期日一覽表 (全国一斉)

検定の種別	施行期日
第十四回国民珠算競技大会(地方予選)	四月二十四日(第四日曜日)
第十二回和文タイピスト技能検定試験	五月八日(第二日曜日)
第十四回国民珠算競技大会(中央大会)	五月十五日(第三日曜日)
第九回計算尺技能検定試験	五月二十九日(最終日曜日)
第十二回英文タイピスト技能検定試験	六月五日(第一日曜日)
第十二回簿記検定試験	六月十二日(第二日曜日)
第三十九回珠算能力検定試験	六月二十六日(最終日曜日)
第十三回和文タイピスト技能検定試験	十月九日(第二日曜日)
第四十回珠算能力検定試験	十月二十三日(第四日曜日)
第十三回英文タイピスト技能検定試験	十一月十三日(第二日曜日)
第十三回簿記検定試験	十一月二十日(第三日曜日)
第十回計算尺技能検定試験	十一月二十七日(最終日曜日)
第四回全日本計算尺競技大会(地方予選)	十一月二十七日(最終日曜日)
第四回全日本計算尺競技大会(〃)	十二月四日(第一日曜日)
第四回全日本計算尺競技大会(中央大会)	一月二十二日(第四日曜日)
第四十一回珠算能力検定試験	二月五日(第一日曜日)

諸検定の受験料値上げ

本年六月以降施行する珠算と簿記の検定受験料が全国一
斉に値上げのことになりました。

改定受験料次の通り(カッコ内は旧料金)

級別	受験料
一級	一五〇円(一一〇円)
二級	一〇〇円(八〇円)
三級	一〇〇円(九〇円)
四級〜七級	五〇円(変更なし)

一、簿記検定試験

一級	二〇〇円(一五〇円)
二級	一五〇円(一二〇円)
三級	一〇〇円(八〇円)

なおタイピスト技能検定および計算尺技能検定の受験料
は従来通りで値上げになりません。

第三回店員講座

「眼で見る移動教室」

商店員教育の一端として先進地商店街を見学し、往復の
バス車内において平易に説明する「眼で見る移動教室」を
既に二回実施し、好評を博したので今回その第三回を次の
通り開催した。

- 一、期日 昭和三十五年二月十二日
- 一、視察した商店街
 - 1. 赤羽一番街附近(国鉄赤羽駅前)
 - 2. 池袋西口商店街
 - 3. 浅草新仲見世
- 一、講師 宇都宮市商店街連盟会長 荒牧春三郎氏
市商工課商店診断員 萩原行夫氏
- 一、主催 宇都宮市
宇都宮商工会議所
- 一、参加者 市内商店員 三〇名

先進地商店街視察

先進地商店街の実情を調査、研究のため左記により視察
を致しましたので御知らせ致します。

- 一、日 時 二月十五・十六日
- 二、視察の場所 川崎市、平塚市、横須賀市
- 三、主 催 宇都宮市
宇都宮商工会議所
宇都宮市商店街連盟
- 四、視察員

宇都宮商工会議所議員、荒牧春三郎、粕谷松一、
笠間盛一郎、青木源吉、坂本久吾、篠崎一郎、鈴木
良一、斎藤五一、小倉鉄蔵、福上貞一
宇都宮市商店街連盟役員
鈴木定吉、浜野善平(モミジ通り) 五味啓四郎(川
向町) 野沢藤一郎(大工町) 中村芳夫、鈴木誠一(一
条町) 大野房次郎、田中永吉、小林隆造、鈴木祐一
相馬通助(馬場町) 谷島光男(小袋町) 松本善次郎
小林儀作(相生町) 江連久(池上町) 高松三之助、
諏訪義衛(仲見世) 栗原幸一、菊地米吉(赤門通)
佐々木恒作、島田吉次、入江寅雄(大曾町) 小滝清
(旭栄会)

- 事務 局
藤生専務理事、萩原市振興係長、小川職員
- 四、視察要領
- 一、川 崎 市

工場誘致に努力した結果、繊維工業を除いた工業の全
ての工場を有し東京、大阪、名古屋に次いで第四位に

Miyajimacho Utsunomiya 

TEL. 3,726・6,021

生産を誇り有数の工業都市として将来益々発展の見込であるが、大工場が多数のため購買会の活躍もはげしく東京、横浜も身近にあり経営は実に熱心である。

ロ、平塚市

七夕祭で有名であるが、当市と同じ様に隣接農村を対照とした経営であるが、仲々根強い購買層を有し着実に経営を行っている様に感ぜられた。

ハ、横須賀市

旧海兵団の跡だけに、工場は平和産業に切換え工場誘致に努力し、工業面に発展しつつあるが、東京、横浜に隣接し且後背地域を有しないため顧客の吸収が困難である。しかし共同建築の三笠ビルは外観内容共に実に良く一驚するものがある。

以上紙面の都合で省略致しますが、詳細の記録を視察員が各部門に分れて調査致しましたので取纏め次第関係方面に配付致します。

発明講演会

「発明は誰にもできる」

- 一、期日 二月二十日(土)午後一時
- 一、会場 当会議所二階ホール
- 一、講師 発明講習所長 豊沢豊雄先生
- 一、演題 発明は誰にもできる
- 一、主催 宇都宮市 宇都宮商工会議所 宇都宮発明協会

一般にはあまり関心をもたれぬ発明に関する講演会であったが、聴講者一〇〇名、いづれも発明家または発明に関心をもつ人々なので、講演後の質問も熱意あり有意義であった。

講演の要旨概要次の通り

- 一、女ならではの夜の明けぬ国」の言葉が生れた天の岩戸の故事も、どうしたら天の岩戸を明けられるかと考えたアイデアに因るもので、「アイデアなしでは夜の明けぬ国」といふべきもの。
- 一、天然資源に恵まれぬ日本は、頭脳資源による発明で外貨を獲得し、発展を図らなければならぬ。
- 一、発明は誰にもできる。その方法は、

イ、目標(目的)をたて、工夫考案すること。
ロ、考えることに楽しみを感じ、考える習慣をつけること。

ハ、新しいアイデアを自分の業務に取り入れて試して見ること。

一、従来の方法をそのまま、行っていると、安全のようであるが、衰える。

一、改良することは危険のようであるが、栄える。

一、元事業不振だった中小企業者で、繁昌するようになったものの九〇％は新しいアイデアの品物を作るか売ることになったもの。

一、中小企業者は発明に通ずるアイデア、殊におしやれに關する品物を作るか売れば必ず繁昌する。

発明家に明報

権利譲渡が容易になる

通産省では標記の件について今回左のとおり発表した。

特許、実用新案、意匠に関する権利譲渡、

または実施権設定の公示制度について

一、主旨

近年特許庁に対して特許、実用新案、意匠の出願が激増し、審査の結果、権利となつて登録されるものも累増しているが発明者、考案者と企業家との結びつきが十分でない、貴重な発明考案のなかには実施化され難いものもあるような実情であつた。

そこで特許庁においては出願人または、権利者から申込を受けて特許公報、実用新案公報、意匠公報に出願公告(意匠においては登録公告)の際に権利譲渡、または実施権設定の許諾用意ある旨の公示をし、一般に周知させて、発明者、考案者と企業家との結びつきの機会をつくり、発明、考案の実施化の促進をはかることにした。

二、公示方法

(1)特許または実用新案の公示方法

イ、特許または実用新案の出願公告の決定謄本にミシンの切取をつけた「権利譲渡または実施権設定に関する特許(実用新案)公報掲載申込書」を添付して出願人(または代理人)に送付し謄本の発送日から三十日以内に特許庁(管理課)に申込があると特許または実用新案公報の「出願公告目次」と各公報の見易い場所に出願人において権利譲渡または実施権設定の許諾用意がある旨を掲載する。

ロ、上記の申込が三十日の期限を過ぎたときは、特許庁において分類別にとりまとめ一月ごとに特許または実用新案公報の目次欄に次の「ハ」とあわせて「権利譲渡または実施権設定に関する許諾用意一覧表」を掲載する(ただし公報発行の事情で三十日を過ぎても明細書に掲載することがある。)

ハ、特許権または実用新案権をすでに取得した者が権利譲渡等につき、公報に掲載することを希望する場合には、特許庁、通産局、発明協会支部、商工会議所、弁理士、各公報閲覧所等にあらかじめ配付しておいた申込書により特許庁(管理課)に申込めば、前記「ロ」に附加して公報目次にその旨掲載する。

(2)意匠の公示方法

イ、意匠の登録査定謄本に添付されている登録料の納付書との間にミシンの切取をつけた「権利譲渡または実施権設定に関する意匠公報掲載申込書」を出願人(または代理人)に送付し、登録料の納付期限内

に特許庁(管理課)に申込があるときは意匠公報の「登録意匠目次」と各意匠公報の見易い場所に、出願人において権利譲渡または実施権設定の許諾用意がある旨を掲載する。

ロ、上記の申込みが登録料の納付期限を過ぎたとき、および意匠権をすでに取得した者が権利譲渡等につき公報に掲載することを希望する場合の取扱は(1)のロ、ハに準じておこなうこととする。

三、実施時期
イ、三十五年二月一日に公告決定(意匠においては登録査定)謄本を作成するときから実施するものとする。
ロ、既権者のものは三十五年二月一日から特許庁(管理課)において受付けるものとする。

盛会だつた
経済講演会

この度竜門社(故渋沢先生創設の研究グループ) 幹旋の講師による経済講演会を次の通り開催したところ聴衆は続々つめかけ、開会前に殆んど満員の盛況となつた。

講演は松下芳男先生が学者らしい態度で、しつとりと説かれた後をうけて演壇に立つた小汀利得先生が、無冠の太夫ぶりを発揮して、一流政界財界人を縦横にコキおろした経済放談で聴衆を喜ばせた。

- 一、期 日 昭和卅五年二月廿三日午後一時半
一、会 場 当会議所二階ホール
一、演題と講師 渋沢青洲に学ぶ
工学院大学教授法学博士 松下芳男氏
われわれの経済生活はどうなるか
経済評論家 小汀利得氏
一、主 催 宇都宮商工会議所
宇都宮市
竜門社
日本経済新聞社

マルウ製菓社長
野沢卯三郎氏の篤志

今回当会議所議員、マルウ製菓有限公司社長野沢卯三郎氏より、養護施設の恵まれない人々に喰べて貰いたいとして、同会社製造の米菓三十缶を当所に届けられた。

当所はこれを多とし、二月二十七日厚生委員会を開き、副委員長の安久郡忠徳、山口浪四郎の両氏および藤生専務理事、小川職員が左記の通り養護施設を訪問配付し、野沢氏の篤志に感謝された。

- 普 惠 園 (睦町) 七缶
下 野 三 楽 園 (戸祭町) 六缶
雲 雀 寮 (大和町) 五缶
春 光 寮 (〃〃) 四缶
鳴 晴 院 (飯田町) 三缶
宇 都 宮 母 子 寮 (若草町) 二缶
栃木児童相談所 (西原町) 一缶
計 三〇缶

事務職員実務通信講座

受講申込受付中
テキスト執筆者さま
一般事務職員を対象とする「事務職員実務通信講座」を

本年四月より開講のことは、既に前号ニュースでお知らせした通りで、只今受講申込を受けておりますから、お早く当会議所にお申込み下さい。
なおテキスト執筆者が次の通りになりました。
(テキストおよび執筆者)

- 1、会社とはどんなものか
一橋大学 教授 深見義一
 - 2、事務能率の向上と事務職員の心構え
日本事務能率協会常務理事 竹内正治
日本商工会議所商工指導部長 福士敏光
東京商工会議所商工相談所長 高橋重一
 - 3、購買と製造
早稲田大学 教授 渡辺真一
 - 4、保管と輸送
王子製紙工業株式会社営業副部長 斎藤辰夫
 - 5、販売と市場調査
三菱石油株式会社販売部市場調査課長 石井正哉
 - 6、広告・意匠と販売促進
株式会社電通PR部長 水田文雄
 - 7、調査統計の作り方と見方
日本商工会議所統計専門委員 武内信男
 - 8、人事の事務と人間関係
人事院試験二課基準係長 内田知二
 - 9、文書・通信・株式
富士製鉄株式会社総務部総務課長 増田誠一
日魯漁業株式会社総務部次長 三戸岡道夫
 - 10、会議の在り方
日本事務能率協会常務理事 竹内正治
 - 11、経理と金融
株式会社第一銀行調査部長 猪股正巳
 - 12、決算と税務
全国青色申告会総連合事務局長 播久夫
- (付録)
A、現代サラリーマン気質
株式会社吳造船所取締役社長 住田正一
B、文字の書き方と使い方
文部事務官兼横浜国立大学講師 塩田紀和
C、編集と校正の仕方
株式会社新評論取締役社長 美作太

NIKKO Bonnytex
7-7-77 デシン
Y.K.K. スライドファスナー
金錠印 金折印
ぬい糸・絹シモン糸

洋装材料は何んでも
一ヶ所で揃えます

払込資本金 四百万円

鈴木ボタン店
オオン通り TEL 4169
卸部国鉄駅前 TEL 7415

D、珠算と計算尺のやり方

日本商工会議所珠算技術委員 稲葉儀一

E、IBMその他計算機の使い方

日本商工会議所計算尺技術委員 白沢俊夫

F、事務職員常識辞典

黒川順二 日本商工会議所

- 外、講座要領 四月より六ヶ月間、毎月テキストが日本商工会議所から送られる。
- 一、受講料 一三〇〇円(入学金一〇〇円を含む)
- 一、申込み 所定の用紙で当会議所へ

新年度から変更見込の

電話加入架設費

日本電信電話公社は今回「電信電話設備拡充のための暫定措置に関する法律案」を郵政大臣に提出した。これにより当地の電話加入架設費は本年四月から次の通り変更される見込みとなつた。

○単独電話

(現行)

装置料	四、〇〇〇円
負担金	二〇、〇〇〇円
賃料	二五、〇〇〇円
加入料	三〇〇〇円
計	四九、三〇〇円

(改正)

装置料	一〇、〇〇〇円
負担金	一〇、〇〇〇円
賃料	三〇〇〇円
加入料	一一〇、三〇〇円
計	一五〇、三〇〇円

○共同電話

(現行)

装置料	四、〇〇〇円
負担金	一四、〇〇〇円
賃料	一〇、〇〇〇円
加入料	三〇〇〇円
計	二八、三〇〇円

(改正)

装置料	一〇、〇〇〇円
負担金	三〇、〇〇〇円
賃料	三〇〇〇円
加入料	四〇、三〇〇円
計	一〇〇、三〇〇円

【註】右の金額比較では、新規加入者の負担が重くなるように見えるが、軽くなることも重くなることはない。それは債券は年六分五厘の割引または利札付であるから一種の投資と思えばよし、売却処分しても僅かの損で済むので実質的負担は殆んど変りないこととなる。

主要都市最高路線価(宅地評価額)調

東京	中央区銀座五丁目三愛(装身具)前銀座通 一八〇(一三〇)
横浜	中区長者町六丁目秀竹食堂前伊勢崎町通 三六(二九)
千葉	吾妻町二丁目奈良屋デパート前銀座通 二二(一五)
甲府	春日町五丁目天野電気店前銀座通 一六(一二)
大宮	大門町二丁目中地ミシン店駅前通 一四(一二)

おしやれ洋品
春の洋装・高級紳士服
衣料は専門店て
洋服・洋装

夕タテノ

オリオン通り TEL 7808

紳士服部	オリオン通り	TEL 5670
おしやれ洋装部	ケンバ	TEL 4888
洋高級洋装部	オリオン通り	TEL 5085
仕入部	日野町	TEL 2034

水戸	柵町大平館(旅館)駅前広場側通 一四(一〇)
宇都宮	馬場町春木屋食堂前二荒神社前通 一九(一五)
高崎	寄合町関口眼鏡店前中央銀座通 一二(一〇)
長野	東後町吉野屋洋品店前権堂町通 一二(一〇)
新潟	古町通六番町北光社(書籍)前古町六番町通 二一(一八)
大阪	北区小松原町富国生命ビル建設予定地前電車通 一一〇(八三)
京都	下京区御旅町富士銀行河原町支店前四条通 四五(三四)
神戸	生田区三宮町二丁目ドンク喫茶店前三宮センター街側通 三八(三〇)
奈良	橋本町南都銀行本店前三条通 一一(九)
和歌山	本町一丁目不二家喫茶店前ふらり町側通 一九(一六)
大津	菱屋町ニューヨークパチンコ店前菱屋町商店街側通 七(六)
札幌	南一条西三丁目三越デパート南側電車通 三八(二九)
仙台	裏五番町丹六菓子店前青葉通 二七(二二)
盛岡	菜園飯塚洋品店南側通 九(七)
福島	本町常陽銀行福島支店西側通 一一(九)
秋田	横町山内荒物雑貨店前横町通 七(六)
青森	長島甘精堂菓子店前新町通 九(六)
山形	七日町梅月堂菓子店東側通 一一(九)
金沢	片町えり虎呉服店前電車通 二〇(一七)
福井	日之出元町小川農機具店前電車通 一五(一二)
富山	総曲輪町紀伊屋染料店前総曲輪通 一五(一二)
名古屋	中区栄町五丁目松坂屋栄町店前広小路通 八〇(六〇)
静岡	紺屋町八丁目内野百貨店前駅前通 二四(一九)
四日市	新田町三重交通案内所北側通 一三(一一)
岐阜	柳ヶ瀬通二丁目熊田文具店前柳ヶ瀬通 二三(一九)
下関	堀川町とらや菓子店前銀座街側通 三二(二五)
広島	竹崎町四丁目大洋漁業下関支社駅前通 一四(一二)
岡山	下之町かめや食品店東側通 二二(一九)
鳥取	東品治町諸光友光菓子店駅前通 七(六)
松江	末次本町やくも菓子店前末次本町通 七(七)
高松	丸亀町池田造前丸亀町通 二二(一七)

- 松山 大街道一丁目あずまや履物店前大街道一丁目一五(一四)
- 徳島 東新町一丁目宮川洋品店前南側通一四(一二)
- 高知 帯屋町二丁目岩目履物店前大橋通一八(一五)
- 福岡 天神町岩田屋百貨店北側電車通一四五(三四)
- 佐賀 奥服町三笠呉服店東側通一八(六)
- 長崎 東浜町満足屋洋品店前東浜町商店街通二〇(七)
- 熊本 手取本町新世界グリン前電車通二三(一八)
- 別府 銀座街角マルナカ果実店前駅前通一八(一六)
- 鹿児島 山之口町佐野食品店前電車通一八(一五)
- 宮崎 橋通四丁目日向ハム店前橋通一一(一〇)

県の中小工業者向

資金と機械の貸付制度

県は中小企業振興のために、設備近代化の資金と機械の貸付を取扱っておりますので、次の通りそのあらましをお知らせします。

詳細は県の担当課または市の商工課にご相談の上、有効に利用されることをお勧めします。

「中小企業振興資金」

- 一、貸付金 栃木県(振興課・担当) 共同施設、所要経費の1/2以内で二〇万円以上
 - 一、貸付期間 単独設備、新品機械による設備近代化所要経費の1/3で一〇万円〜二〇〇万円
 - 一、利率 無利子
 - 一、貸付期間 五年
 - 一、償還方法 一年据置、四年均等年賦
 - 一、保証人 三人以上
 - 一、担保 原則として無担保
- なお昭和三十五年度分取扱については、イ、申込は市町村役場を經由し、(宇都宮市は商工課担当) 貸付申請書を四月中に提出のこと
ロ、予め工場診断を受けること

「中小工業機械類貸付譲渡制度」

- 一、貸付主 栃木県(指導課・担当)
- 一、機械価格 五十万円未満
- 一、貸付期間 五年以内
- 一、貸付料 機械価格相当額に利子(年三分五厘)を加え、貸付年度は据置き、その後毎年分納する
- 一、保証人 二人以上
- 一、保険契約 借受人は期間中借受機械に知事を受取人とする火災保険を締結する
- 一、機械譲渡 貸付料の全部が納入されたときは貸付機械は借受人に譲渡される
- 一、申込 機械類貸付譲渡申請書を、当地区内は市商工課を經由して知事に提出する

互助会の融資あつせん

- 一、幹旋額 一口 二〇万円まで
- 一、資金別 運転資金(設備資金は扱いません)
- 一、期間 六ヶ月以内

一、返済方法 月賦、分割または期日返済

利率 融資金融機関の所定利率
外に栃木県信用保証協会に対し、日歩三厘五毛の保証料入用(残元金一〇万円につき一ヶ月一〇五円)

一、保証人 二名以上
市内で一ヶ年以上商工業を営む中小企業者

一、申込資格 宇都宮商工会議所内
業者
宇都宮中小企業互助会
(電話 二、六二二番)

宇都宮手形交換高(単位千円)

年 月	手形枚数	金額
卅四年十二月	三三、六三七	七、〇三一、八四四
卅五年 一月	二〇、八八六	五、二四七、八〇五
〃 二月	二四、六〇五	五、五二八、八九八

年 月	手形枚数	金額
卅四年十二月	三七	一、四六一
卅五年 一月	二七	八八一
〃 二月	四一	一、七〇九

事務局だより

一月一日 当会議所議員新年祝賀会開催、上野会頭外議員三〇名出席。
〃 昭和三十五年度新年名刺交換会開催(別掲の通り)
七日 松下電器産業(株)ネオン塔修技披露会に藤生専務理事出席。
八日 発明相談 弁理士堀田健蔵先生。
九日 那須商工会議所小倉専務理事の夫人の葬儀に

マルウの米菓・都千鳥

マルウ製菓有限公司

代表取締役 野沢卯三郎



宇都宮市中河原町1,023

電話 3.417・7.590

御料理

浦焼



中 和

宇都宮市旭町
電話 三九五二番

- 十一日 藤生専務理事会葬。
当会議所議員と市主脳部との新年懇談会開催
(陽南荘)
- 十二日 宇都宮青色申告会決算個別指導会開催。
中小企業関係講習及び説明会に、酒井職員出席
受講(十二日、十三日、於鬼怒川温泉星のや、県および県中小企業団体中央会共催)
- 十三日 栃木県商工会議所連合会会頭会議開催(別掲の通り)
- 十四日 宇都宮中小企業互助会貸付審査委員会に藤生専務理事出席。
- 十八日 宇都宮鉄道管理局設置促進連盟幹事会に藤生専務理事出席。
- 十九日 年少労働者福祉員連絡会開催(別掲の通り)
- 二十日 日本商工会議所第一六回中小企業委員会および第六二回常議員会に藤生専務理事出席。
水戸商工会議所関係係商店従業員四〇名、当地商店街視察のため来所。
- 二十五日 足利銀行常務取締役山本周作氏、退職挨拶のため来所。
当会議所工場誘致委員会開催。
田辺委員長、福田(富)、斎藤(五)副委員長、的場委員の外荒牧商業部会長、福田(昇)金融部会長出席。
宇都宮家庭裁判所委員会委員に、上野会頭委嘱さる。
- 二十六日 珠算技術担当者会議(日本商工会議所主催)に、鶴山職員出席。
- 二十八日 栃木県商工会議所連合会事務局長会議開催。
宇都宮中小企業互助会貸付審査委員会開催。
宇都宮電話局長山下薫氏転任挨拶のため来所。
関東商工会議所連合会幹事会に、藤生専務理事出席。
- 二十九日 宇都宮鉄道管理局設置促進陳情のため、小林副会頭および藤生専務理事上京。

- 三十日 宇都宮電話局長寺井講太郎氏新任挨拶のため来所。
神山職員退職。
- 二月二日 市内史蹟観光地視察(別掲の通り)
協和銀行宇都宮支店次長、森永武雄氏転任、池田庄吉郎氏新任挨拶のため来所。
足利銀行鹿沼支店長河内祐爾氏、新任挨拶のため来所。
宇都宮保健所庁舎建設促進委員会委員に、上野会頭委嘱さる。
- 五日(第一金曜) 発明相談 弁理士堀田健蔵先生。
平塚商工会議所岩田副会頭外八名、国鉄宇都宮民衆視察のため来所。
七日(日曜) 第三十八回珠算能力検定試験施行。
(別掲の通り)
- 八日 右検定試験、宇都宮刑務所会場分施行。
群馬県新町商工会役員五〇名、当地商店街視察のため来所。
- 十一日 宇都宮観光協会主催、先進観光地視察に(太田、前橋、伊香保、高崎)小川職員参加。
宇都宮発明協会役員会および通常総会開催。
上野会長、藤生監事外一〇名出席。
群馬県大間々商工会より役員九名、当地商店街視察のため来所。
- 十二日 第三回店員講座「眼で見る移動教室」開催。
(別掲の通り)
- 十三日 宇都宮中小企業互助会貸付審査委員会に藤生専務理事出席。
茨城相互銀行宇都宮支店長豊田猛氏、新任挨拶のため来所。
[宇都宮史蹟観光地視察反省会]開催。(別掲の通り)
- 十五日 先進地商店街視察(二泊)出発(別掲の通り)
住友生命栃木支社社屋落成披露式に、会頭代理にて野沢職員出席。
- 十七日 第六三回日本商工会議所常議員会に上野会頭出席。
当所運営委員会開催。
- 十八日 さくら祭打合せ開催、岡本商工課長、大類觀光係長、荒牧商店街連盟会長、当所藤生専務理事および小川職員出席。
富士銀行宇都宮支店次長、森本定雄氏転任、川田敏夫氏新任挨拶のため来所。
- 十九日 日立市商店会役員四五名、当地商店街視察のため来所。
- 二十日 発明講演会開催(別掲の通り)
- 二十一日 日本珠算連盟第一四回常任理事会および第一三回理事会(於東京会館別館)に小川職員出席。
経済講演会開催(別掲の通り)
- 二十三日 相談機関連絡会議(栃木県主催、於くろかみ荘)に酒井職員出席。
- 二十四日 NHR全国のど自慢関東甲信越大会について打合せ、上野会頭、荒牧、岩田、渡辺(長)、柳田、不村各職員および藤生専務理事、小川

二十四日
二十五日

職員出席。

法人税務調整講習会開催（於当所）宇都宮
法人会、宇都宮市、当会議所共催。

第三八回珠算能力検定試験賞状授与式挙行。

宇都宮中小企業互助会貸付審査委員会開催。

宇都宮鉄道管理局設置促進連盟幹事会に藤生
専務理事出席。

当所厚生委員会開催。マルウ製菓寄贈の米菓
配分（別掲の通り）

二十八日
自民党栃木県支部大会に出席のため来宇の大
野自民党副総裁に対し、国鉄宇都宮駅頭に於
て、宇都宮鉄道管理局設置促進の陳情。

当所より上野会頭、飯塚、中里、箕輪、植木
笠原、秋元、渡辺（愛）、粕谷、小倉各議員お
よび藤生専務理事、小川職員出席。

二十九日
皇孫命名の儀が行われる日につき慶祝のため
国旗を掲揚した。なお市内中央部の商店街に
は右国旗掲揚運動の笑が相当に現われた。

二十九日

二十九日
皇孫命名の儀が行われる日につき慶祝のため
国旗を掲揚した。なお市内中央部の商店街に
は右国旗掲揚運動の笑が相当に現われた。

所得税の申告は 三月十五日まで
納税の申告は 三月三十一日まで
市民税の申告は 三月三十一日まで

税務経営相談予定表

（昭和三十五年三月分）

宇都宮商工会議所
宇都宮中小企業相談所

三月 八日以降分
八日(火) 野 沢 武 廿二日(火) 関 谷 行 夫
九日(水) 星 野 準 五 郎 廿三日(水) 高 野 光 美
十日(木) 鈴 木 良 亮 廿四日(木) 野 沢 武
十一日(金) 石 島 吉 造 廿五日(金) 星 野 準 五 郎
十五日(火) 稲 子 芳 男 廿九日(火) 鈴 木 良 亮
十六日(水) 大 橋 武 雄 卅一日(水) 石 島 吉 造
十七日(木) 木 村 波 二 卅一日(木) 稲 子 芳 男
十八日(金) 鈴 木 喜 代 志 四月 分は割当未定

発明相談

三月四日(第一金曜) 弁理士 堀 田 健 蔵
四月一日(〃) 〃 〃 〃

法律相談

三月五日(第一土曜午後) 栃木県弁護士会
四月二日(〃) 〃 〃

但し、お急ぎのご相談については遠慮なくお申出下さい。
ご便宜を計ります。
又以上の外、商取引、信用調査、金融その他のご相談
にも、係員が相談に応じておりますからご利用下さい。

当所会議室をご利用下さい

○会議室使用料(単位円)

室 別	使用別	半 日	一 日	電 灯 料
二階ホール	一般	一、〇〇〇	二、〇〇〇	五〇〇
	会員	八〇〇	一、五〇〇	五〇〇
第一会議室	一般	五〇〇	八〇〇	二〇〇
	会員	三五〇	六〇〇	二〇〇
第三会議室	一般	三〇〇	五〇〇	二〇〇
	会員	二五〇	四〇〇	二〇〇

◇各室の備付椅子による収容人員

- 二階ホール 二〇〇人位まで
- 第一会議室 六〇人位まで
- 第三会議室 二〇人位まで

「予 告」

○今年のさくら祭は

四月八日(金)〜十二日(火)五日間

としまりました。特殊の行事としては

「市内産清酒の飲み当大会」を計画しております。

地元酒を愛用の上、奮って飲み当大会にご出場下さい。

○第六回全日本工業人軟式野球
選手権大会

① 栃木県代表選抜大会

- 一、期 日 五月七、八、九の三日間
- 一、球 場 県管総合グラウンド野球場
- 一、主 催 日刊工業新聞社

雑貨卸部・電機部

株式会社 浅野松蔵商店

社長 浅野友次郎

宇都宮市上河原町505

電話 3,737番

- 一、後援 東京通産局、栃木県、栃木県商工会議所
連合会、その他関係団体
- ② 関東第二地区代表選抜大会
一、期日 六月四、五の二日間
一、球場 県営綜合グラウンド野球場
一、参加チーム 栃木、茨城、福島各県代表七チーム
- ③ 全国大会
一、期日 八月中旬、四日間
一、球場 明治神宮球場

小売物価調査報告表

(昭和三十五年二月十五日現在)

区分	品名	単位	価格	区分	品名	単位	価格	区分	品名	単位	価格	区分	品名	単位	価格	
(イ) 主食	精米	1 kg	83 ^円	及び野菜	大根	1 kg	20 ^円	(イ) 水産食料品	まぐろ	100g	18 ^円	工食料品	こんにやく	100g	3 ^円	
	〃 (籾)	〃	83		にんじん	〃	30		まさいわ	〃	8		竹輪	〃	8	
	〃 (外米)	〃	63		キャベツ	〃	40		いし	〃	8		たくあん	〃	4	
	〃 (準内地米)	〃	74		ねぎ	〃	25		いし	〃	6		梅干	〃	23	
	糯米	〃	91		玉ねぎ	〃	25		塩煮干	〃	30					
	食	精麦	〃	55	(ロ) 畜産食料品	牛肉	100g	65	(ニ) 調味料	醤油	1本	145	(ト) 嗜好品	りんご	1 kg	60
		小麦粉	〃	55		豚肉	〃	55		味の素	1 kg	75		みかん	〃	85
		小食パン	100g	5		鶏肉	〃	40		砂糖	1 kg	230		キャラメル	1 函	20
		干うどん	〃	5		牛乳	1本	10		食用油	1 kg	21		清酒	1本	825
						鶏卵	100g	25		大豆	1 kg	135		ビール	〃	113
(ロ) 豆類	あづき	100g	13	バター		1 函	180	豆腐	100g	190	サイダー	〃		33		
	かんしよ	1 kg	15	粉乳		1かん	300	加	〃	4	緑茶	100g		35		
	ばれいしよ	〃	35						25	紅茶	1かん	320				
										たばこ	10本	30				

区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格
(イ) 雑品	皮短靴	1 足	3,000 ^円	(ウ) 建築材料	杉角材	1 石	5,500 ^円	(イ) 雑品	歯みがき粉	1 袋	20 ^円	(ロ) 雑品	歯ブラシ	1 本	50
	運動靴	〃	280		杉板	1 坪	480		歯茶わん	1 個	20		なべ	〃	390
	げた	〃	350		亜鉛鉄板	1 枚	295		やかん	〃	390		バケツ	〃	150
	洋傘	1 本	350		くぎ	100g	8		マツチ	1 袋	25		アルコール	1 瓶	420
	半紙	1 帖	20		畳表	1 枚	280		電球	1 個	65		脱脂綿	1 袋	30
	ちり紙	百枚	10	板ガラス	〃	55									
	ノート	1 冊	30	(ロ) 燃料	木炭	1 俵	470								
	鉛筆	1 本	10		まき炭	1 束	55								
	せつけん(浴)	1 個	30		石炭	1 噸	520								
	〃(洗)	〃	20		灯油	1 l	25								
クリーム	〃	120	れん炭		1 袋	250									
ボマード	〃	100	ガ	40立方	976										
			電	方W	420										

編集後記

この「会議所ニュース」は当所の行事報告の外、会員皆様様に幾分でもお役にたつよう心がけて編集刊行しております。ぜひザットでもお目を通し、お気付の点をご指摘下さい。また何んなりとご投稿下さい。会員のためのよりよい会報としたい念願でございます。